

生衛業経営支援緊急対策事業
相談・指導事例 17

都道府県 大阪府
専門指導員 経営特別相談員

相談者の業種	飲食業(一般飲食店)
相談・指導実施日時	令和2年 6月 1日・ 6月 4日
相談・指導の項目(該当するものに○を記入) ()雇用調整助成金に関するもの ()持続化給付金に関するもの (○)生活衛生貸付等融資に関するもの (○)その他の支援施策の利用に関するもの ()経営に関するもの (○)その他(大阪コロナ追跡システム 他)	
【具体的な相談内容】(現在の相談者の状況、どのような点についての支援希望なのかを記入) 6/1 電話にて、大阪コロナ追跡システムの登録方法などの問い合わせ有。Web 環境がなく対応できないとのこと。 また、飲食店として取り組まなければならないガイドラインの指導をする中で、実質無利息融資の申請により、過去の融資残の借換と運転資金確保の希望あり。	
【相談・指導等の支援活動内容】(どのような助言・支援を行ったのかを具体的に記入) ①6/1 組合本部において、大阪コロナ追跡システムの QR コードを代理発行し、今後の店舗での活用について指導。飲食店のこれから取り組まなければならないガイドラインを説明する中で、過去の融資残の借換と当面の運転資金の確保が有利な制度で行えることを説明し、新型コロナ特別貸付の案内書類を送付。 ② 新型コロナ特別貸付の申請書類を持参、再度の制度の説明と書類を確認し、資金証明書を発行し、公庫支店に申請した。	
【相談・指導等の支援活動の成果・効果】(支援活動によりどのような改善が図られたかを記入) ①新型コロナ特別貸付の活用により、当面の運転資金を確保し、既往債務との一本化により月の返済負担の軽減化を図った。 ②大阪コロナ追跡システム参加店となることができた。	